

○総務省令第 号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条第一項第五号ただし書（同法第三百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合も含む。）及び第三百六十四条第二項の規定に基づき、放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 ●●●●

放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(還元目的積立金の計算方法)</p> <p>第三十二条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第四号の注5の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額から、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額を減じて得た額が零を上回る額である場合は、法第七十三条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、対象事業年度について、前項第一号に掲げる額から前項第二号イに掲げる額を減じて得た額及び当該上回る額の合計額とする。</p> <p>(保有基準割合)</p> <p>第二百七条 「略」</p> <p>3 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても「二」を超えない場合(当該合計に含まれる広域放送に係る放送系の数が「一」を超えない場合に限る。)における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。</p> <p>[4・5 略]</p> <p>別表第六十四号 (第201条関係)</p> <p>外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書</p> <p>「略」</p> <p>「表略」</p> <p>〔(注1)・(注2) 略〕</p> <p>(注3) 記載の事業年度に係る第203条第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式の内容に変更があつたもの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所※に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。</p> <p>〔(注4)・(注5) 略〕</p>	<p>(還元目的積立金の計算方法)</p> <p>第三十二条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第四号の注4の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額から、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額を減じて得た額が零を上回る額である場合は、法第七十三条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、対象事業年度について、前項第一号に掲げる額から前項第二号イに掲げる額を減じて得た額及び当該上回る額の合計額とする。</p> <p>(保有基準割合)</p> <p>第二百七条 「同上」</p> <p>3 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても「二」を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。</p> <p>[4・5 同上]</p> <p>別表第六十四号 (第201条関係)</p> <p>外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書</p> <p>「同左」</p> <p>「表同左」</p> <p>〔(注1)・(注2) 同左〕</p> <p>(注3) 記載の事業年度に係る第203条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式の内容に変更があつたもの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所※に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。</p> <p>〔(注4)・(注5) 同左〕</p>

備考 表中の「」に記載した注記は省略。

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令）

第二条 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(通則)

第八条 法第九十三条第一項第五号ただし書(法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の総務省令で定める場合は、申請者等(二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあつては、当該二以上の者ごとの申請者等)が次の各号のいずれにも適合する場合(当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあつては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合)とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計(ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。)にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても九を超えること。

【ロ 略】

ハ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が、いずれの放送対象地域においても二を超えること。ただし、当該合計に含まれる広域放送に係る放送系の数は一を超えること。

【ニ〇十 略】

(認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの)  
第九条 法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号(第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。)のいずれにも適合すること。

二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。

【イ〇ハ 略】

【三〇五 略】

(第九条第二号の規定に係る特例)

第十二条 【略】

2 認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に對する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと」と。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の

(通則)

第八条 【同上】

一 【同上】

イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

【ロ 同上】

【新設】

【ニ〇十 同上】

(認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの)

第九条 【同上】

一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号(第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。)のいずれにも適合すること。

二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。

【イ〇ハ 同上】

【三〇五 同上】

(第九条第二号の規定に係る特例)

第十二条 【同上】

2 認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に對する第九条第二号の規定の適用については、同号イ及びハの規定中「こと」とあるのは、「こと」と。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務

業務である場合は、この限りでない」とする。

「3・4 略」

である場合は、この限りでない」とする。

「3・4 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。